## ●香川県広域水道企業団監査委員公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第199条第14項の規定により、 監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置の内容の通知があったので、次のとお り公表する。

令和7年4月30日

香川県広域水道企業団監査委員 石 垣 佳 邦 同 武 田 宏 之

## 1 監査対象機関

総務企画課

企画調整課

財務課

財産契約課

計画課

浄水課

工務課

水質管理課

高松ブロック統括センター

中讃ブロック統括センター

西讃ブロック統括センター

東讃ブロック統括センター

小豆ブロック統括センター

広域送水管理センター

## 2 監査対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 3 措置の内容

監査の結果(対象機関)		措置の内容
指摘事項	私人から借用している土地を、	行政財産の目的外使用許可を取消し、当該部
	公有財産として取り扱っていた。	分を除いた賃貸借契約に改めた。今後は、行政
	(高松ブロック統括センター)	財産の目的外使用許可を行う際に、企業団の土
		地であるかを確認するとともに、関係資料を取
		りまとめ、土地の状況をより詳しく記載する等、
		固定資産台帳や土地台帳、固定資産一覧表を適
		切に管理し、再発防止に努める。
指導事項	予定価格調書が作成されてい	契約規程及び契約事務マニュアルの内容につ
	なかった。(高松ブロック統括	いて、確認してから事務を進めるよう改めて周
	センター)	知した。
	行政財産の使用許可に関する	使用許可期間を基準通りに改めた。
	基準に準拠した使用許可を行っ	今後は、行政財産の使用許可に関する基準ど
	ていなかった。(高松ブロック	おりに事務を進めるよう周知した。
	統括センター)	

公共工事等の入札及び契約に 関する情報の公表に関する要綱 に基づき、公表しなければなら ない契約であるが、公表ができ ていなかった。 (西讃ブロック 統括センター) 速やかに公表手続きを行い、公表を行った。 今後は、ダブルチェックの徹底等、チェック体 制の強化を図る。

契約書に貼付された収入印紙 の金額が誤っていた。(高松ブ ロック統括センター、小豆ブロ ック統括センター)

印紙税法に基づく金額を契約締結同書の契約書 (案)に記載し、受託者から契約書を受領した際は、印紙税額に誤りがないか確認を徹底し、 ダブルチェックを行う等、適正な事務執行に努 めるよう周知徹底を図った。

誤った規程を適用し、随意契 約が締結されていた。(高松ブ ロック統括センター、東讃ブロ ック統括センター) 適用する規程の修正を行った。今後は、規程 の適用について十分確認するとともに、事務ル ールを職員間で共有し再発防止に努める。また、 災害時の応急対策業務事務取扱要領等、通常あ まり使用しない要領の運用に当たっては、特に 注意し、本部と連携の上、適切に対応する。

有効期限切れの見積書により 契約締結をしていた。(財産契 約課) 見積書が有効期限切れとならないよう、令和 6年度からは、契約直前に施行伺により見積書 を徴収することとした。

固定資産台帳に登録のある土 地の実態把握が十分でなかった。 (高松ブロック統括センター、 東讃ブロック統括センター、広 城送水管理センター) 固定資産台帳に登録されているが、所有権移 転登記が未了な土地については、所有権移転登 記を進めている。また、所在が不明な土地は、 令和6年度決算時に除却を行うとともに、複数 の土地をまとめている場合は、一筆ごとの台帳 登録を行った。旧事業体から資産継承した土地 のうち、状況確認が未了のものについては速や かに確認を行い、適切に固定資産台帳に反映す るよう改めて職員に周知した。

土地の異動を固定資産台帳に反映出来ていなかった。(高松ブロック統括センター、中讃ブロック統括センター、西讃ブロック統括センター、小豆ブロック統括センター)

旧事業体から資産承継した土地のうち、固定 資産台帳に登録ができていなかった土地につい ては登録を行い、除却処分が未処理であった土 地については、除却処分を行った上で、固定資 産台帳へ反映させた。

有価物の出納管理が適切に行われていなかった。

郵便切手等の有価物は、受払簿による出納管理と在庫確認が行えていなかったものがあったため、直ちに受払簿を作成し、在庫確認を行っている。また、現物との突合が行えていなかったものがあったため、以後、複数名による在庫

	確認を行うよう改めた。今後は、出納事務の
	手引きに従い、適切に有価物の出納管理を行う
	よう改めて職員に周知した。